

自治会まちづくりミーティング（要旨）

- 1 自治会等の名称 那加第2東部自治会連合会・那加第2雄飛地区自治会連合会・尾崎自治会連合会
- 2 日 時 令和6年9月26日（木）19時00分～20時30分
- 3 場 所 産業文化センター 2階第3会議室
- 4 出席者 自治会長等 39名
市長・道路課長ほか
- 5 内 容
 - ① 連合会長あいさつ
 - ② 市長あいさつ
 - ③ 提言による懇談
 - ④ 市政の説明（市長）
 - ⑤ 連合会長まとめのことは
 - ⑥ 市長まとめのことは
- 6 提 言
 - （1）自転車用ヘルメット購入に対する補助金の創設
 - （2）雄飛地区生活道路におけるスピード抑制策・道路ハンプの設置
 - （3）伝達方法のデジタル化・広報、回覧物の電子配信化について

提言（1） 自転車用ヘルメット購入に対する補助金の創設

<信長町自治会長>

昨年4月より、自転車に乗るすべての人にヘルメットの着用が義務化されましたが、実際に常に着用している人は11%に留まっているという調査結果が出ています。

自転車乗用中の交通事故死者の55.8%は、主に頭部の損傷が原因で亡くなっており、ヘルメットを着用していないと、着用している場合と比べて致死率は3倍にもなると言われており、ヘルメットの着用は、被害の重大化防止に有効と思われます。

特に着用率の低い高齢者、自転車を使用することが多い生活困窮者に対して、早急に対策が必要と思われます。

<市長>

「岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の制定により、令和4年10月1日から自転車に乗る際のヘルメットの着用が努力義務となり、令和5年4月1日からは、改正道路交通法の施行により全国的にもヘルメットの着用が努力義務化されました。

ご提言にもありましたが、警察庁の資料によりますと、自転車事故によってお亡くなりになった方の56%が頭部の損傷によるもので、自転車に乗っている時にヘルメットを着用していな

かった場合の致死率は、着用していた場合の約3倍になるというデータがあり、自らの命を守るためにも、ヘルメットの着用が求められています。

しかしながら、警察庁が令和6年7月に実施した調査における岐阜県のヘルメット着用率は17.8%（全国16位/全国平均17.0%）にとどまっており、依然として低い状況にあります。また、ある民間団体が実施したアンケート調査において、ヘルメットを着用しない理由としては、「面倒くさいから」が44.4%と最も多く、次いで「罰則がないから」が27.2%などとなっているほか、高校生など若い世代からは、「髪型のくずれ」や「自分の好みにあったものがない」などを理由に挙げる方もおられます。（金銭的な理由を挙げられる方は少数。）

これらのことから、ヘルメットの着用率を高めるためには、「法律や条例による努力義務」といった動機付けだけでは不十分であり、一定の定着が見込めるまでは、着用効果を含めた必要性について、継続的に呼びかけ続けていくことが重要であると考えております。

そこで本市では、ヘルメット着用率を高めるための取組として、広報紙や市ウェブサイト、本庁舎に設置しているデジタルサイネージなどでの啓発のほか、交通専任指導員による幼稚園、小学校などでの交通安全教室、シニアクラブなどへの出前講座、警察や関係団体と連携し、季節ごとに実施している交通安全運動における街頭啓発などにおいて、ヘルメット着用の有効性や必要性などについて紹介しています。

ご提案頂きましたヘルメット購入に対する補助につきましては、ヘルメットを着用しない主な理由がアンケート結果からは「面倒くさいから」「罰則がないから」「周りが着用していないから」などとなっており、一般的なヘルメットであれば数千円程度で購入できることもあり、経済的な理由で購入ができないという方は少ないのではないかと考えております。

従いまして、購入補助による効果は限定的と考えられることから、現時点において、新たな補助制度を設けることは考えておりません。

引き続き、自らの命を守るため、ヘルメット着用の必要性についてお伝えしていくことが重要であると考えており、各務原警察署など関係機関・団体と連携を取りながら、様々な機会をとらえ啓発活動を行ってまいります。

本日、皆様のお手元にも啓発の一環としてチラシを配布させていただきました。交通安全は地域や家庭など身近な人からの啓発も欠かせません。ぜひ、家族や近隣の方々にも話題にさせていただくことで、着用率の向上につながっていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

<信長町自治会長>

ありがとうございました。

ヘルメットの補助金ですが、啓発の1点に加えていただいて、ぜひ再考をお願いしたいと思います。以上です。

提言（2） 雄飛地区生活道路におけるスピード抑制策・道路ハンプの設置

<雄飛ヶ丘6自治会長>

雄飛公園等公園周辺に通過する車両を減速させる為のロードハンプ（減速帯）を設置することを提言します。

市内は子供が遊ぶことのできる公園が多くありますが、公園周辺の道路は広くない所があり、そこを速度を落とさず走行する車も少なくなく、子供の安全な横断が確保できないことがあるため、公園付近を通過する車両を減速させ、歩行者・自転車の安全を確保する目的で、減速帯の設置を提言します。

＜市長＞

ご提案いただきました雄飛ヶ丘地区の生活道路においてのスピード抑制について、順にお答えします。

まず1点目の速度制限標識の設置につきましては、岐阜県公安委員会が所管しており、ご要望いただいたユーエス通りには、現在、30キロ規制の標識が3か所設置されています。

本来であれば交差点毎に規制標識が設置されることが望ましいのですが、公安委員会からは「標識の設置により道路幅員が狭くなったり、右左折する車が標識に接触したりする恐れがあることや、数百メートルの間隔で既に標識が設置されていることから、新たに増設することは難しい」と回答を得ています。

なお、今年の7月23日に道路交通法施行令の改正が閣議決定され、中央線がないなどの生活道路の最高速度が標識の有無にかかわらず、時速30キロに引き下げられることになりました。実施は、2年後の令和8年9月1日となります。

2点目の、道路のハンプの設置についてですが、まず、「ハンプ」とは、交通安全対策のために、道路の路面に設けられた凸（とつ）状の部分のことです。通過する車両を一時的に押し上げるもので、事前にこれを見たドライバーへ減速を促す効果があります。

現在、市内には、稲羽西小学校前や中山道鵜沼宿町屋館前など、11か所に設置しており、これらの場所では、速度抑制が図れただけでなく通過車両も減少するなどといった効果が得られています。

近年採用しているハンプは、進行方向に対して6mの長さがあり、従来のハンプに比べ緩やかな構造となっていることから振動や騒音が軽減されていますが、その設置には隣接する場所にお住まいの方々のご理解ご協力が不可欠となってまいります。地域の中でのご理解をいただいているようでしたら、設置に向けた打合せをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

3点目のサインや標識の工夫につきましては、現在、ユーエス通りの交差点では、横断歩道の手前に注意喚起を促す赤色の路面標示や交差点注意、通学路注意などの看板を設置しています。

また、雄飛ヶ丘公園前におきましても通学路を示すグリーンベルト表示をしています。

これまで、地域の皆様のご要望を元に様々な安全対策を行ってきたところですが、さらなるサインや標識など、対策をご希望される具体的な場所がございましたら、ご相談いただければと思います。

なお、今回ご提案いただいた速度制限、道路ハンプ、道路のサイン表示などの組み合わせで、指定した区域全体を制限する「ゾーン30プラス」という、新たな生活道路対策の制度がございます。

これは、住民と警察、道路管理者が連携して行う、生活道路の安全確保を目的としたもので、一定の範囲内を速度30キロ規制とするソフト面の対策と、ハンプや狭窄部などハード面の整備を組み合わせで行う対策です。

今後、この「ゾーン30プラス」の実施を希望される場合は、警察と協議を進める必要がありますので、ご相談いただければと思います。なお、国土交通省のホームページに、稲羽西小学校周辺地域において通学路の安全対策として実施した「ゾーン30プラス」の事例が紹介されておりますので、ぜひご覧いただき、参考にいただければと思います。

これからも地域の皆様のご意見・ご要望を伺いながら、安全安心なまちづくりと一緒に進めて参りたいと考えておりますのでご協力をお願いします。

＜雄飛ヶ丘6自治会長＞

どうもありがとうございました。

道路の色塗りが剥げているところは結構あると思いますので、随時塗り直しをお願いしたいと思います。ゾーン30の指定、ハンプの設置に関しては、連合会として相談させていただきたいと思いますので、連合会長や会長さん皆様と意見交換をさせていただき、市に相談に伺いたいと思います。そして、地域がより安全になるように心がけたいと思います。

提言(3) 伝達方法のデジタル化・広報、回覧物の電子配信化について

＜尾崎南町3丁目自治会長＞

広報は電子化され各務原市役所のHPにてダウンロードが可能ですが、配付は紙にて行っている。回覧物についても同様です。

これらを自動配信し、かつ、地区ごとの回覧等を各自治会長が、自治会内で回覧できるスマホやノートパッド等のアプリを作成し、省資源化、高齢化対応等にご尽力いただきたい。

尾崎地区の各自治会で共通ですが、自治会構成員の高齢化が、他の自治会より進みつつあり、それに伴い、若い世代では大した作業ではなかったことも、労を要するようになりつつあります。

広報の配付や各種回覧も、簡単な作業ではなくなりつつあり、暑い中各戸へ配付、回覧にも数週間かかる班さえある状況です。

そこで、スマホ等のアプリにより広報の配付・回覧等を行う仕組みを作っていただくことにより、省力化が可能となり、高齢化対応が可能で、かつ、省資源化にも寄与可能と考えます。

また、スマホ等を持っていないご家庭には、ノートパッド等は無償あるいは低料金で配付し、インターフェースは高齢者でも扱いやすい画面と通常画面の選択式とすることにより、高齢者も若い世代も利用可能と考えます。

＜市長＞

自治会長の皆様におかれましては、日頃より、自治会活動の中心となって、広報紙の配付、環境美化や防災、福祉の向上など、より良い地域づくりのためにご尽力いただいております。この場をお借りして改めて感謝申し上げます。

さて、近年はSNSが広く普及するなど、社会全体のデジタル化が進み、ご提言にもあります通り、自治会など地域活動の持続可能性を高めるための手段として、自治会活動のデジタル化が注目されており、他市において、実証実験も含めその取組を進めている例も見られます。

本市においても、自治会活動にデジタルを取り入れることは、自治会役員の負担軽減や、情報共有の効率化・迅速化等、あらゆる面で効果を発揮すると考えており、今年度新たに「自治会活動デジタル化推進事業」に取り組んでいるところです。

具体的には、令和7年1月より、電子回覧板など自治会活動に特化した機能を有し、災害時には安否確認に使用できるアプリ「結ネット」を、全自治会長と市との連絡手段での活用及び、自治会内での連絡手段の活用として希望される10程度の自治会を対象に15か月間試験導入し、効果検証を行う予定としています。

この、電子回覧板アプリ「結ネット」を活用することで、自治会員の皆様に行政からのお知らせを受け取っていただけるほか、地域の回覧物や地域行事に関するお知らせを、パソコンやスマートフォンでいつでもどこでも読んでいただける環境が整います。

なお、このアプリの導入につきましては、自治会長の負担軽減や自治会活動の活性化の一助となるほか、広報紙の配付についての課題解決にもつながるものと考えており、その点につきましても効果検証を進めてまいります。

また、スマートフォンを使い慣れない高齢者の方などに対しては、市民ボランティアである各務原市地域情報化推進員と連携し、アプリへの登録や操作に関する説明会を実施するほか、高校生が市民の方にスマートフォンの使い方を教える講座「ゼロスマカフェ」などにおいてサポートを行ってまいります。

現在は、アナログとデジタルの過渡期であるため、ご提言にもありましたように、紙媒体の広報紙や回覧を完全になくしてしまうことはできませんが、長期的視点で考えた場合、アプリの登録者が増えていくことで、自治会長の皆様のご負担が軽減されるものと考えております。

デジタル機器をお持ちでないご家庭に無償や低料金でタブレット等を配布することは、費用や運用の面などから難しいと考えておりますが、今回の電子回覧板アプリの試験導入の結果を踏まえ、今後も自治会活動のデジタル化の推進や支援策についての検討を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

なお、「自治会活動デジタル化推進事業」の詳細につきましては、お手元にございますチラシおよびモデル自治会募集の案内をご参照ください。

また、既にお申し込みいただいている方もおられるかと思いますが、10月5日に産業文化センター1階あすかホールで実施いたします「地域コミュニティ活性化シンポジウム」にて、実際に「結ネット」を導入し、現在80パーセント以上の会員が登録するなど成果を上げている豊川市の自治会の方からお話をいただく予定です。こちらにつきましてもお手元にチラシをお配りしておりますので、これからの地域づくりにご興味のある方にもお声がけいただき、ご参加いただければと思います。よろしくお願いいたします。

<尾崎南町3丁目自治会長>

ご回答ありがとうございます。2点ほど伺います。結ネットは他の市町とかでも少し前から利用されているところがあると思いますが、やはり、使う人は使う、使わない人は使わないとあまり根づかないようなことも聞いたことがあります。

浅野市長は普及のためのポイントはどのような点にあるかというところをお聞きしたいのと、もう一点は、普及のため、市と自治会の協力の体制をどのように考えているか、この2点をお聞かせください。よろしくお願いします。

<まちづくり推進課長>

結ネットの普及についてということで提言いただきました担当課長でございます。しっかりとお答えさせていただきたいと思いますが、行政だけではなかなか普及が難しいと考えております。従いまして、行政としても支援させていただきますが、他の地域では地域の中で積極的に呼びかけなどを行うことにより普及が進んでいる、というように聞いておりますので、地域の中でもご協力をお願いできればと思います。

また、先進的に取組をされている自治会の方から、報告会といったような「どういう形で行ったらあの普及に繋がったよ。」等、そういったお話もお伺いしながら、皆さんに情報を共有するような会や場ということも設けていきたいと考えております。

今回は10月5日に行う「地域コミュニティ活性化シンポジウム」の中で紹介させていただき、他市で実施している自治会の方から発表していただきますが、来年度以降につきましては、

市内で取組をされている方が「これを活用してどういうふうに良かった。」だとか、「こういうところがどうなのか。」といったような部分も含めて話をしていただき、一緒に考えながら普及していくような、そういった場というの作っていきたいと考えています。

＜尾崎南町3丁目自治会長＞

ありがとうございました。自治会でも普及にしっかり努めていきたいと思います。

市政の説明

「ひとの活躍・まちの活気 しあわせ実感かかみがはら」

市政の概要、令和6年度新規事業について市長が説明。